

三重県公共工事共通仕様書 令和5年7月一部改定（案）

◆第1編 共通編	P.1	◆第16編 農業農村整備編	P.11～P.13
◆第2編 材料編	P.4	◆第19編 治山編	P.14
◆第3編 土木工事共通編	P.5～P.6	◆図表	P.15～P.18
◆第6編 河川編	P.6	◆出来形管理基準	P.19～P.20
◆第7編 河川海岸編	P.6	◆品質管理基準	P.21～P.25
◆第8編 砂防編	P.6～P.7	◆森林整備施工管理基準	P.26
◆第9編 ダム編	P.7～P.8	◆森林整備写真管理基準	P.27
◆第10編 道路編	P.8～10	◆その他	P.28～P.32
◆第14編 植栽工編	P.10		



三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）						新条文（令和5年7月版）						改定理由				
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下		新条文			
1	1	1	14	1	2	1	1	1	14	1	2	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、 <u>第1編</u> 1-1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	誤植		
1	1	1	19	3	1	3. 法令遵守	1	1	1	19	3	3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、三重県建設副産物処理基準（県土整備部理事 <u>令和2年8月</u> ）、三重県公共建設工事における分別解体等・再資源化等実施要領（平成14年7月22日）、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、三重県建設副産物処理基準（県土整備部理事 <u>令和5年4月</u> ）、三重県公共建設工事における分別解体等・再資源化等実施要領（平成14年7月22日）、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	三重県建設副産物処理基準の改正による	
1	1	1	19	4	1	4. 再生資源利用計画	1	1	1	19	4	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に <u>含め</u> 監督員に提出しなければならない。	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、 <u>法令等</u> に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に <u>その写しを添付して</u> 監督員に提出しなければならない。	三重県建設副産物処理基準の改正による	
							1	1	1	19	4	2	4. 再生資源利用計画	<u>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u>	文言追加 三重県建設副産物処理基準の改正による	
1	1	1	19	5	1	5. 再生資源利用促進計画	1	1	1	19	5	1	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に <u>含め</u> 監督員に提出しなければならない。	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、 <u>法令等</u> に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に <u>その写しを添付して</u> 監督員に提出しなければならない。	三重県建設副産物処理基準の改正による
							1	1	1	19	5	2	5. 再生資源利用促進計画	<u>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u>	文言追加 三重県建設副産物処理基準の改正による	
							1	1	1	19	13	1	13. 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事	受注者は契約額が100万円未満であって、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、資源有効利用促進法という。）の規定に基づく「建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）第9条に定められた規模（表1-1左欄）及び「建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号）第8条に定められた規模（表1-1右欄）の工事については、 <u>法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。</u>	条文追加 三重県建設副産物処理基準の改正による	
1	1	1	21	1	1	1. 工事完成報告書の提出	1	1	1	21	1	1	1. 工事完成報告書の提出	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成報告書を監督員に提出しなければならない。	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成報告書を監督員を <u>通じて発注者</u> に提出しなければならない。	文言追加
1	1	1	24	3	1	3. 標示板の設置	1	1	1	24	3	1	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、 <u>工事名</u> 、工期、発注者名、 <u>受注者名</u> 及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、 <u>工事目的</u> 、工期、発注者名、 <u>施工者名</u> 及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	文言の統一
1	1	1	24	3	3	3. 標示板の設置	1	1	1	24	3	3	3. 標示板の設置	また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	最新通達の適用
1	1	1	27	1	2	1. 安全指針等の遵守	1	1	1	27	1	2	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和5年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	更新

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）							新条文（令和5年7月版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文	
1	1	1	31	8	1	8. 低騒音型・低振動型建設機械	1	1	1	31	8	1	8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	誤植
1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	更新
1	1	1	33	14	1	14. 通行許可(1)	1	1	1	33	14	1	14. 通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	更新
1	1	1	33	15	6	④	④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-1を標準とするが、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。第1編1-1-1-4施工計画書第1項（11）交通管理に記載しなければならない。	④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-2を標準とするが、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。第1編1-1-1-4施工計画書第1項（11）交通管理に記載しなければならない。	表番号変更による修正							
1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）	1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）	更新
1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	更新
1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	更新
1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）	更新
1	1	1	35	1	24	(22)	港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）	1	1	1	35	1	24	(22)	港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）	更新
1	1	1	35	1	27	(25)	下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）	1	1	1	35	1	27	(25)	下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）	更新
1	1	1	35	1	28	(26)	航空法（令和3年6月改正 法律第65号）	1	1	1	35	1	28	(26)	航空法（令和4年6月改正 法律第62号）	更新
1	1	1	35	1	42	(40)	電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）	1	1	1	35	1	42	(40)	電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	更新
1	1	1	35	1	45	(43)	建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）	1	1	1	35	1	45	(43)	建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	更新
1	1	1	35	1	63	(61)	空港法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	63	(61)	空港法（令和4年6月改正 法律第62号）	更新
1	1	1	35	1	67	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	67	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）	更新
1	1	1	35	1	69	(67)	職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	69	(67)	職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）	更新
1	1	1	35	1	70	(68)	所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	70	(68)	所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）	更新
1	1	1	35	1	74	(72)	電波法（令和3年3月改正 法律第19号）	1	1	1	35	1	74	(72)	電波法（令和4年6月改正 法律第70号）	更新
1	1	1	35	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）	更新
1	1	1	35	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）	1	1	1	35	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	更新
1	1	1	35	1	82	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	82	(80)	個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）	最新通達の適用

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）						新条文（令和5年7月版）						改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下	
1	1	1	43	1	2	1. 技術者の選任	受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者（特例監理技術者を含む）を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、 <u>表1-1</u> に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者（特例監理技術者を含む）を選任しなければならない。	1	1	1	43	1	2	1. 技術者の選任	受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者（特例監理技術者を含む）を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、 <u>表1-3</u> に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者（特例監理技術者を含む）を選任しなければならない。	表番号変更による修正			
												<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>54</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	石綿使用の有無	新規追加
												<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>54</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	新規追加 法令施行による
												<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>54</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	なお、「事前調査」の対象工事については、「石綿障害予防規則の解説（厚生労働省労働基準局）」によるものとする。	新規追加
1	2	1	0	1	1	1. 適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、 <u>港湾土工、空港土工</u> その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	0	1	1	1. 適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。	語句削除			
1	2	2	0	0	3	第2節 適用すべき諸基準	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	1	2	2	0	0	3	第2節 適用すべき諸基準	また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	改定までの読替え明示			
1	2	3	2	6	1	6. 残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように <u>つと</u> めなければならない。	1	2	3	2	6	1	6. 残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように <u>努</u> めなければならない。	誤植			
1	2	3	3	11	1	11. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように <u>つと</u> めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	3	3	11	1	11. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように <u>努</u> めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植			
1	2	3	4	2	1	2. 盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の <u>まきだ</u> しに先立ち、予定している盛土材の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	2	3	4	2	1	2. 盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の <u>巻出</u> しに先立ち、予定している盛土材の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植			
1	2	3	4	8	1	8. 盛土材の <u>まき</u> 出し及び締固め	受注者は、盛土材の <u>まき</u> 出し及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 <u>まき</u> 出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	1	2	3	4	8	1	8. 盛土材の <u>巻</u> 出し及び締固め	受注者は、盛土材の <u>巻</u> 出し及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 <u>巻</u> 出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	誤植			
1	2	3	7	2	1	2. 残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないよう <u>つと</u> めなければならない。	1	2	3	7	2	1	2. 残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう <u>努</u> めなければならない。	誤植			
1	2	4	2	6	1	6. 硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を <u>さ</u> けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	1	2	4	2	6	1	6. 硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を <u>避</u> けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	誤植			
1	2	4	3	14	1	14. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように <u>つと</u> めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	3	14	1	14. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように <u>努</u> めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植			
1	2	4	4	11	1	11. 接続部の緩和区間	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を <u>さ</u> げなければならない。	1	2	4	4	11	1	11. 接続部の緩和区間	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を <u>避</u> けなければならない。	誤植			
1	2	4	4	16	1	16. 採取土及び購入土を運搬の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように <u>つと</u> めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	4	16	1	16. 採取土及び購入土を運搬の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように <u>努</u> めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植			
1	3	1	0	3	1	3. 適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	1	3. 適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」 <u>[2017年制定]</u> 」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植			

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）						新条文（令和5年7月版）						改定理由									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下			
1	3	2	0	1	3		1	3	2	0	1	3		1	3	2	0	1	3		誤植
1	3	2	0	1	4		1	3	2	0	1	4		1	3	2	0	1	4		誤植
1	3	2	0	1	5		1	3	2	0	1	5		1	3	2	0	1	5		誤植
1	3	2	0	1	8		1	3	2	0	1	8		1	3	2	0	1	8		誤植
1	3	2	0	1	9		1	3	2	0	1	9		1	3	2	0	1	9		修正
1	3	2	0	1	22		1	3	2	0	1	22		1	3	2	0	1	22		
1	3	3	2	1	2	(1)	1	3	3	2	1	2	(1)	1	3	3	2	1	2	(1)	修正
1	3	3	2	1	3	(2)	1	3	3	2	1	3	(2)	1	3	3	2	1	3	(2)	修正
1	3	5	4	3	3	(2)	1	3	5	4	3	3	(2)	1	3	5	4	3	3	(2)	修正
1	3	6	4	5	1		1	3	6	4	5	1		1	3	6	4	5	1		誤植
1	3	7	3	3	1		1	3	7	3	3	1		1	3	7	3	3	1		誤植
1	3	7	5	8	4	②	1	3	7	5	8	4	②	1	3	7	5	8	4	②	誤植
1	3	12	3	1	1		1	3	12	3	1	1		1	3	12	3	1	1		誤植
2	2	3	2	3	1		2	2	3	2	3	1		2	2	3	2	3	1		誤植
2	2	6	1	4	1		2	2	6	1	4	1		2	2	6	1	4	1		誤植
2	2	6	3	5	1		2	2	6	3	5	1		2	2	6	3	5	1		誤植
2	2	8	3	0	2		2	2	8	3	0	2		2	2	8	3	0	2		更新

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）						新条文（令和5年7月版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
3	1	1	3	1	1	1. 支援技術者	受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した支援技術者の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する支援技術員については、 <u>特記仕様書に定めがない場合、監督員から通知するものとする。</u>	3	1	1	3	1	1	1. 支援技術者	受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した支援技術者の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する支援技術員については、監督員から通知するものとする。	支援技術者名を特記仕様書で明示しないため削除	
3	2	2	0	0	3		<u>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</u>	3	2	2	0	0	3		<u>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</u>	改定までの読み替え明示	
3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	3	2	2	0	0	14		日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	更新	
3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）	3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	修正	
3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）	修正	
3	2	2	0	0	20		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	3	2	2	0	0	20		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	修正	
3	2	2	0	0	47		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）	3	2	2	0	0	47		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編） <u>[2018年制定]</u> （2018年10月）	修正	
								3	2	2	0	0	48		地盤工学会 <u>地山補強土工法設計・施工マニュアル（平成23年8月）</u>	新規追加	
3	2	3	2	4	10	②	交通量が非常に多い期間	3	2	3	2	4	10	②	交通量が非常に多い区間	誤植	
3	2	3	10	1	1	1. 視線誘導標	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	3	2	3	10	1	1	1. 視線誘導標	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	読点	
3	2	3	13	3	13	(9)	プレストレス終了後の PC 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3	2	3	13	3	13	(9)	プレストレス終了後の PC 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	脱字	
3	2	3	14	2	4	(1)	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	4	(1)	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編） <u>[2018年制定]</u> 」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植	
3	2	4	4	21	14	(9)	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを <u>受</u> ける側から開始しなければならない。	3	2	4	4	21	14	(9)	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを <u>受</u> ける側から開始しなければならない。	誤植	
3	2	4	5	13	1	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	3	2	4	5	13	1	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	誤植	
3	2	4	5	19	1	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	19	1	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	修正	
3	2	4	7	7	1	7. 過掘りの禁止	受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3	2	4	7	7	1	7. 過掘りの禁止	受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	誤植	
3	2	5	3	2	1	2. コンクリートブロック積	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1:1より急なものをいうものとする。	3	2	5	3	2	1	2. コンクリートブロック積（張）	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1:1より急なものをいうものとする。	脱字	
3	2	5	3	4	1	4. コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい <u>空けき</u> が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	2	5	3	4	1	4. コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい <u>空隙</u> が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	誤植	
3	2	6	7	4	16	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	16	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、 <u>中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。</u>	文言追加	
3	2	6	16	2	1	2. 舗設	受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	3	2	6	16	2	1	2. 舗設	受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	誤植	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）										新条文（令和5年7月版）										改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項
3	2	7	6	1	1	1. 一般事項	受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	2	7	6	1	1. 一般事項	受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	2	7	6	1	誤植			
3	2	10	1	1	1	1. 適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮橋橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、 <u>共同溝仮設備工</u> 、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。	3	2	10	1	1	1. 適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮橋橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、 <u>足場工</u> 、その他これらに類する工種について定める。	3	2	10	1	1	文言追加、削除			
3	2	10	8	2	1	2. 周辺被害の防止	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に <u>つと</u> め被害を与えないようにしなければならない。	3	2	10	8	2	2. 周辺被害の防止	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に <u>努</u> め被害を与えないようにしなければならない。	3	2	10	8	2	誤植			
3	2	12	2	7	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	3	2	12	2	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	3	2	12	2	7	誤字			
3	2	12	3	1	119	⑥	外部さずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	119	⑥	外部さずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	誤字		
3	2	15	3	9	1	9. 盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 <u>まき</u> 出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	2	15	3	9	1	9. 盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 <u>巻</u> 出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	2	15	3	9	誤植		
3	2	17	3	1	1	1. 樹木・芝生管理工の施工	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を <u>う</u> けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による。	3	2	17	3	1	1	1. 樹木・芝生管理工の施工	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を <u>受</u> けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による。	3	2	17	3	1	誤植		
3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <u>策定</u> について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。	3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <u>改正</u> について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。	3	2	17	3	2	修正		
6	1	1	0	6	1	6. 河積阻害等の防止	受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	6	1	1	0	6	1	6. 河積阻害等の防止	受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	6	1	1	0	6	誤植		
6	3	2	0	2	5		国土交通省 河川砂防技術基準（令和3年4月）	6	3	2	0	2	5		国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月）	6	3	2	0	2	年度更新		
6	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和3年3月）	6	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	6	3	2	0	5	年度更新		
6	3	5	6	6	8	(7)	受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが <u>さ</u> けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	6	3	5	6	6	8	(7)	受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが <u>避</u> けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	6	3	5	6	6	誤植		
6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和3年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	年度更新		
7	2	5	4	1	1	施工上の注意	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に <u>つと</u> めなければならない。	7	2	5	4	1	1	1. 施工上の注意	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に <u>努</u> めなければならない。	7	2	5	4	1	誤植		
7	2	5	11	12	1	ゲート閉鎖	受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に <u>つと</u> めなければならない。	7	2	5	11	12	1	ゲート閉鎖	受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に <u>努</u> めなければならない。	7	2	5	11	12	誤植		
7	2	5	11	24	1	曳航 回航に当たっての事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に <u>つと</u> めなければならない。	7	2	5	11	24	1	曳航 回航に当たっての事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に <u>努</u> めなければならない。	7	2	5	11	24	誤植		
8	1	2	0	0	4		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	8	1	2	0	0	4		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） <u>[2013年制定]</u> <u>(2013年10月)</u>	8	1	2	0	0	誤植		
8	1	2	0	0	5		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	8	1	2	0	0	5		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <u>[2017年制定]</u> <u>(2018年3月)</u>	8	1	2	0	0	誤植		
8	1	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り・埋戻し）、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート <u>側壁</u> 工、コンクリート <u>副堰堤</u> 工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	8	1	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り・埋戻し）、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート <u>副堰堤</u> 工、コンクリート <u>側壁</u> 工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	8	1	8	1	1	誤植		
8	3	2	0	0	5		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針（平成25年10月）	8	3	2	0	0	5		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・ <u>施工</u> 指針（平成25年10月）	8	3	2	0	0	修正		



三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）										新条文（令和5年7月版）										改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項
8	3	2	0	0	10	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	8	3	2	0	0	10	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	修正									
8	3	2	0	0	12	斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）	8	3	2	0	0	12	斜面防災対策技術協会 新版、地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）	スペース									
8	3	6	1	1	1	1. 適用工種 本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。	8	3	6	1	1	1	1. 適用工種 本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場打水路工、集水樹工その他これらに類する工種について定める。	誤植									
8	3	9	1	3	1	3. 杭建て込みのための削孔 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を <u>さ</u> けるように施工しなければならない。	8	3	9	1	3	1	3. 杭建て込みのための削孔 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を <u>避</u> けるように施工しなければならない。	誤植									
8	3	9	3	3	1	3. 人工泥水 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を <u>さ</u> げなければならない。	8	3	9	3	3	1	3. 人工泥水 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を <u>避</u> げなければならない。	誤植									
9	1	2	0	0	4	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	9	1	2	0	0	4	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） <u>[2013年制定]</u> （2013年10月）	誤植									
9	1	3	1	0	1	本節は、掘削工として掘削分類、過掘の処理、発破制限、岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎岩盤の確認、岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	9	1	3	1	0	1	本節は、掘削工として掘削分類、過掘 <u>り</u> の処理、発破制限、岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎岩盤の確認、岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	誤植									
9	1	3	3	0	1	過掘の処理	9	1	3	3	0	1	過掘 <u>り</u> の処理	誤植									
9	1	3	3	1	1	1. 一般事項 受注者は、過掘のないように施工しなければならない。	9	1	3	3	1	1	1. 一般事項 受注者は、過掘 <u>り</u> のないように施工しなければならない。	誤植									
9	1	3	5	1	2	なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更する場合があるものとする。	9	1	3	5	1	2	なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更を指示する場合があるものとする。	文言追加									
9	1	4	7	4	1	4. バケットの構造 バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ、 <u>速</u> やかなものとする。	9	1	4	7	4	1	4. バケットの構造 バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ速やかなものとする。	句点									
9	1	4	9	8	1	8. 異コンクリートの打継ぎ 受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変を <u>さ</u> けるようコンクリートを打込まなければならない。	9	1	4	9	8	1	8. 異コンクリートの打継ぎ 受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変を <u>避</u> けるようコンクリートを打込まなければならない。	誤植									
9	2	3	1	0	1	本節は、掘削工として掘削分類、過掘の処理、発破制限、基礎地盤面及び基礎岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎地盤及び基礎岩盤確認、基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	9	2	3	1	0	1	本節は、掘削工として掘削分類、過掘 <u>り</u> の処理、発破制限、基礎地盤面及び基礎岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎地盤及び基礎岩盤確認、基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	誤植									
9	2	3	3	1	1	1. 一般事項 受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。	9	2	3	3	1	1	1. 一般事項 受注者は、過掘 <u>り</u> のない様に施工しなければならない。	誤植									
9	2	3	3	2	1	2. 過掘の処理 受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督員と協議しなければならない。	9	2	3	3	2	1	2. 過掘 <u>り</u> の処理 受注者は、過掘 <u>り</u> をした場合は、その処理について監督員と協議しなければならない。	誤植									
9	2	4	1	6	1	6. オーバーサイズの除去 受注者は、 <u>ま</u> き出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	9	2	4	1	6	1	6. オーバーサイズの除去 受注者は、 <u>巻</u> 出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	誤植									
9	2	4	5	2	1	2. <u>ま</u> き出し 受注者は、 <u>ま</u> き出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	9	2	4	5	2	1	2. <u>巻</u> 出し 受注者は、 <u>巻</u> 出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植									
9	2	4	5	3	1	3. <u>ま</u> き出し厚と転圧 受注者は、 <u>ま</u> き出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	5	3	1	3. <u>巻</u> 出し厚と転圧 受注者は、 <u>巻</u> 出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植									
9	2	4	5	4	1	4. <u>ま</u> き出し材料の含水比 受注者は、 <u>ま</u> き出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督員の指示に従い処置しなければならない。	9	2	4	5	4	1	4. <u>巻</u> 出し材料の含水比 受注者は、 <u>巻</u> 出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督員の指示に従い処置しなければならない。	誤植									
9	2	4	5	5	1	5. 層間の密着性の確保 受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤ-等の方法で処置し、この部分の締固め完了後に <u>ま</u> き出しを行わなければならない。	9	2	4	5	5	1	5. 層間の密着性の確保 受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤ-等の方法で処置し、この部分の締固め完了後に <u>巻</u> 出しを行わなければならない。	誤植									
9	2	4	6	2	1	2. <u>ま</u> き出し 受注者は、 <u>ま</u> き出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	9	2	4	6	2	1	2. <u>巻</u> 出し 受注者は、 <u>巻</u> 出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植									

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）										新条文（令和5年7月版）										改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章		節	条	項	項以下
9	2	4	6	3	1	3. まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	6	3	1	3. 巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	6	3	1	3. 巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植
9	2	4	6	4	1	4. まき出し材料の粒度	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。	9	2	4	6	4	1	4. 巻出し材料の粒度	受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。	9	2	4	6	4	1	4. 巻出し材料の粒度	受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。	誤植
9	2	4	7	2	1	2. まき出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	9	2	4	7	2	1	2. 巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	9	2	4	7	2	1	2. 巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植
9	2	4	7	3	1	3. まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	7	3	1	3. 巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	7	3	1	3. 巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植
9	2	4	7	4	1	4. 大塊・小塊のまきだし	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。	9	2	4	7	4	1	4. 大塊・小塊の巻だし	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に巻出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように巻出さなければならない。	9	2	4	7	4	1	4. 大塊・小塊の巻だし	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に巻出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように巻出さなければならない。	誤植
10	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	1	2	0	0	3		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	1	2	0	0	3		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	改定までの読替え明示
10	1	2	0	0	13		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針（平成25年10月）	10	1	2	0	0	13		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針（平成25年10月）	10	1	2	0	0	13		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針（平成25年10月）	修正
10	1	2	0	0	14		日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	10	1	2	0	0	14		日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	10	1	2	0	0	14		日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	発行日修正
10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	修正
10	1	2	0	0	22		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	10	1	2	0	0	22		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	10	1	2	0	0	22		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
10	2	2	0	0	26		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	10	2	2	0	0	26		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	10	2	2	0	0	26		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	スペース
10	2	5	1	2	1	2. 適用規定	排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編10-2-5-3側溝工、10-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	5	1	2	1	2. 適用規定	排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び第10編10-2-5-3側溝工、第10編10-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	5	1	2	1	2. 適用規定	排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び第10編10-2-5-3側溝工、第10編10-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、第3編3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、第3編3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、第3編3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和4年1月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、第3編3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和4年1月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一、発行年月
10	2	10	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	10	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	10	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	修正
10	2	10	2	2	1	2. 区画線の指示方法	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。	10	2	10	2	2	1	2. 区画線の指示方法	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。	10	2	10	2	2	1	2. 区画線の指示方法	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。	修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）						新条文（令和5年7月版）						改定理由				
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下		新条文			
10	3	2	0	0	19		10	3	2	0	0	19	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース	
10	4	2	0	0	15		10	4	2	0	0	15	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧（令和2年9月）	日本道路協会 鋼道路橋疲労設計便覧（令和2年9月）	誤字	
10	4	2	0	0	19		10	4	2	0	0	19	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース	
10	5	2	0	0	16		10	5	2	0	0	16	建設省 土木研究所プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）	建設省 土木研究所プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）	スペース	
10	5	2	0	0	18		10	5	2	0	0	18	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース	
10	6	2	0	0	7		10	6	2	0	0	7	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説（平成28年8月）	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 <a href="#">[2016年制定]</a> （平成28年8月）	誤植	
10	6	2	0	0	8		10	6	2	0	0	8	土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説（平成28年8月）	土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 <a href="#">[2016年制定]</a> （平成28年8月）	誤植	
10	6	2	0	0	9		10	6	2	0	0	9	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 <a href="#">[2016年制定]</a> （平成28年8月）	誤植	
10	6	2	0	0	19		10	6	2	0	0	19	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース	
10	6	3	2	1	1	1. 一般事項	10	6	3	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	誤植
							10	6	5	3	11	1	11. 横断目地	<a href="#">トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。</a>	新規追加	
							10	6	5	3	11	2		<a href="#">なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。</a>	新規追加	
10	6	5	3	11	1	11. 打設時期	10	6	5	3	12	1	12. 打設時期	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	項番号変更
10	6	5	3	12	1	12. 型枠及びセントルの機構	10	6	5	3	13	1	13. 型枠及びセントルの機構	受注者は、型枠及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。	受注者は、型枠及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。	項番号変更
10	7	2	0	0	16		10	7	2	0	0	16	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <a href="#">[2017年制定]</a> （2018年3月）	誤植	
10	7	2	0	0	17		10	7	2	0	0	17	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <a href="#">[2017年制定]</a> （2018年3月）	誤植	
10	7	2	0	0	18		10	7	2	0	0	18	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	発行日修正	
10	7	2	0	0	22		10	7	2	0	0	22	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）						新条文（令和5年7月版）						改定理由				
編	章	節	条	項 以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項 以下		編章節条 (項目見出し)	新条文		
10	8	2	0	0	21		日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	10	8	2	0	0	21		日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	発行日修正
10	8	2	0	0	23		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	8	2	0	0	23		日本みち研究所 補訂版__道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース
10	9	2	0	0	7		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	9	2	0	0	7		日本みち研究所 補訂版__道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース
10	10	2	0	0	7		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	10	2	0	0	7		日本みち研究所 補訂版__道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース
10	11	2	0	0	5		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	10	11	2	0	0	5		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 <u>[2016年制定]</u> （平成28年8月）	誤植
10	11	2	0	0	6		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	11	2	0	0	6		日本みち研究所 補訂版__道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース
10	12	2	0	0	4		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	12	2	0	0	4		日本みち研究所 補訂版__道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース
10	13	2	0	0	4		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	13	2	0	0	4		日本みち研究所 補訂版__道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース
10	14	2	0	0	15		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	14	2	0	0	15		日本みち研究所 補訂版__道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース
10	14	14	7	5	1	5. 落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に <u>つと</u> めなければならない。	10	14	14	7	5	1	5. 落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に <u>努</u> めなければならない。	誤植
10	14	20	4	0	2		受注者は、路肩 <u>正整</u> の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して <u>正整</u> し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	10	14	20	4	0	2		受注者は、路肩 <u>修正</u> の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して <u>修正</u> し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	誤字
10	15	2	0	0	4		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	10	15	2	0	0	4		日本建設機械 <u>施工</u> 協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	修正
10	15	2	0	0	11		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	15	2	0	0	11		日本みち研究所 補訂版__道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース
10	15	3	1	9	1	9. 作業上支障となる箇所	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に <u>つと</u> めなければならない。	10	15	3	1	9	1	9. 作業上支障となる箇所	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に <u>努</u> めなければならない。	誤植
10	15	3	5	4	1	4. 凍結防止剤の保管等	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	15	3	5	4	1	4. 凍結防止剤の保管等	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械 <u>施工</u> 協会、平成16年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	修正
10	16	2	0	0	13		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	16	2	0	0	13		日本みち研究所 補訂版__道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	スペース
10	16	24	4	29	1	29. 超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、 <u>（一社）日本非破壊検査協会「NDIS 0601 非破壊検査技術者認定規定」</u> により認定された2種以上の有資格者とする。	10	16	24	4	29	1	29. 超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、 <u>JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）</u> に基づく2種以上の有資格者とする。	修正
14	1	3	2	2	3		シバ類、その他地被類の材料の品質は表1-4 シバ類の品質規格表(案)及び表1-6 その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。	14	1	3	2	2	3		シバ類、 <u>草花類及び</u> その他地被類の材料の品質は表1-4 シバ類の品質規格表(案)、 <u>表1-5 草花類の品質規格表(案)</u> 及び表1-6 その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。	文言追加







三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年2月版）						新条文（令和5年7月版）						改定理由															
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下									
18	1	2	1	2	10		18	1	2	1	2	10		18	1	2	1	2	10	発行日修正							
						日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）															発行日修正						
19	5	3	5	2		本数調整伐、間伐、受光伐 間伐作業員は、労働安全衛生法第59条第1項により、 <u>同規則第36条第1項の八及び八の二</u> に基づく安全教育を受けた者でなければならない。	19	5	3	5	2		19	5	3	5	2		本数調整伐、間伐、受光伐 間伐作業員は、労働安全衛生法第59条第1項により、 <u>同規則第36条第1項の八</u> に基づく安全教育を受けた者でなければならない。	19	5	3	5	2		本数調整伐、間伐、受光伐 間伐作業員は、労働安全衛生法第59条第1項により、 <u>同規則第36条第1項の八</u> に基づく安全教育を受けた者でなければならない。	語句の修正
19	5	3	5	6		本数調整伐、間伐、受光伐 調整木の切り高(株高)は、 <u>地際から30cm以下とし</u> 、その後の森林整備の支障とならないようにすること。 <u>ただし</u> 、伐倒木を等高線状に配置する際に調整木を利用する場合は、 <u>監督員と協議のうえ承諾を得なければならない。</u>	19	5	3	5	6		19	5	3	5	6		本数調整伐、間伐、受光伐 調整木の切り高(株高)は、 <u>作業安全上問題のない範囲で</u> 、その後の森林整備の支障とならないようにすること。 <u>なお</u> 、伐倒木を等高線状に配置する際に調整木の <u>切り株</u> を利用する場合は、 <u>伐採木を支持するために必要な高さとして差し支えない。</u>	19	5	3	5	6		本数調整伐、間伐、受光伐 調整木の切り高(株高)は、 <u>作業安全上問題のない範囲で</u> 、その後の森林整備の支障とならないようにすること。 <u>なお</u> 、伐倒木を等高線状に配置する際に調整木の <u>切り株</u> を利用する場合は、 <u>伐採木を支持するために必要な高さとして差し支えない。</u>	現場条件および施工実態等を踏まえた施工管理基準の見直しによる



土木工事共通仕様書新旧対照表(添付資料)

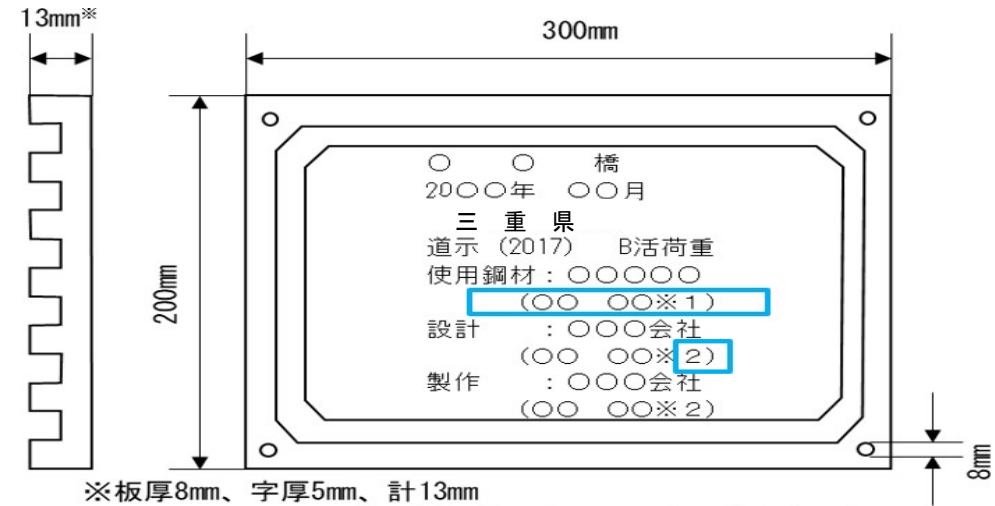
現行 (令和5年2月版)	改定案 (令和5年7月版)																														
	<p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p><u>表1-1 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生資源利用計画書 (実施書)</th> <th>再生資源利用促進計画書 (実施書)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事</td> <td>次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事</td> </tr> <tr> <td>1. <u>土砂</u>・・・・・・・・・・500m<sup>3</sup>以上</td> <td>1. <u>土砂</u>・・・・・・・・・・500m<sup>3</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>2. <u>砕石</u>・・・・・・・・・・500t以上</td> <td>2. <u>コンクリート塊</u></td> </tr> <tr> <td>3. <u>加熱アスファルト混合物</u>・・200t以上</td> <td><u>アスファルト・</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>コンクリート塊</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>建設発生木材</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">} 合計 200t以上</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画書 (実施書)	再生資源利用促進計画書 (実施書)	次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事	1. <u>土砂</u> ・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上	1. <u>土砂</u> ・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上	2. <u>砕石</u> ・・・・・・・・・・500t以上	2. <u>コンクリート塊</u>	3. <u>加熱アスファルト混合物</u> ・・200t以上	<u>アスファルト・</u>		<u>コンクリート塊</u>		<u>建設発生木材</u>		} 合計 200t以上														
再生資源利用計画書 (実施書)	再生資源利用促進計画書 (実施書)																														
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事																														
1. <u>土砂</u> ・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上	1. <u>土砂</u> ・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上																														
2. <u>砕石</u> ・・・・・・・・・・500t以上	2. <u>コンクリート塊</u>																														
3. <u>加熱アスファルト混合物</u> ・・200t以上	<u>アスファルト・</u>																														
	<u>コンクリート塊</u>																														
	<u>建設発生木材</u>																														
	} 合計 200t以上																														
<p>1-1-1-33 交通安全管理</p> <p><b>表1-1 標識車等の仕様</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量・規格</th> <th>配置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クッションドラム</td> <td>2個</td> <td>標識車の前方5m程度に設置</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td></td> <td>道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。</td> </tr> <tr> <td>標識のベース車両</td> <td>2tトラック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体感マット</td> <td>幅 200mm 厚 6mm</td> <td>施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督員と協議するものとする。</p>	項目	数量・規格	配置等	クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置	標識		道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。	標識のベース車両	2tトラック		体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置	<p>1-1-1-33 交通安全管理</p> <p><b>表1-2 標識車等の仕様</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量・規格</th> <th>配置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クッションドラム</td> <td>2個</td> <td>標識車の前方5m程度に設置</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td></td> <td>道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。</td> </tr> <tr> <td>標識のベース車両</td> <td>2tトラック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体感マット</td> <td>幅 200mm 厚 6mm</td> <td>施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督員と協議するものとする。</p>	項目	数量・規格	配置等	クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置	標識		道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。	標識のベース車両	2tトラック		体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置
項目	数量・規格	配置等																													
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置																													
標識		道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。																													
標識のベース車両	2tトラック																														
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置																													
項目	数量・規格	配置等																													
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置																													
標識		道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。																													
標識のベース車両	2tトラック																														
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置																													
<p>1-1-1-43 主任技術者及び監理技術者</p> <p><b>表1-1 主任技術者又は監理技術者の資格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初工事請負代金額</th> <th colspan="2">主任技術者又は監理技術者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,000万円以上</td> <td colspan="2">当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者 ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者 ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示128号に規定された者)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2,500万円以上 8,000万円未満</td> <th>主任技術者</th> <th>監理技術者</th> </tr> <tr> <td>当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級又は2級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者</td> <td>当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者</td> </tr> </tbody> </table>	当初工事請負代金額	主任技術者又は監理技術者の資格		8,000万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者 ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者 ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示128号に規定された者)		2,500万円以上 8,000万円未満	主任技術者	監理技術者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級又は2級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	<p>1-1-1-43 主任技術者及び監理技術者</p> <p><b>表1-3 主任技術者又は監理技術者の資格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初工事請負代金額</th> <th colspan="2">主任技術者又は監理技術者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,000万円以上</td> <td colspan="2">当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者 ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者 ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示128号に規定された者)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2,500万円以上 8,000万円未満</td> <th>主任技術者</th> <th>監理技術者</th> </tr> <tr> <td>当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級又は2級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者</td> <td>当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者</td> </tr> </tbody> </table>	当初工事請負代金額	主任技術者又は監理技術者の資格		8,000万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者 ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者 ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示128号に規定された者)		2,500万円以上 8,000万円未満	主任技術者	監理技術者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級又は2級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者								
当初工事請負代金額	主任技術者又は監理技術者の資格																														
8,000万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者 ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者 ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示128号に規定された者)																														
2,500万円以上 8,000万円未満	主任技術者	監理技術者																													
	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級又は2級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者																													
当初工事請負代金額	主任技術者又は監理技術者の資格																														
8,000万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者 ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者 ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示128号に規定された者)																														
2,500万円以上 8,000万円未満	主任技術者	監理技術者																													
	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級又は2級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定の1級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者																													

現行(令和5年2月版)

改定案(令和5年7月版)

3-2-3-25 銘板工

図 3-2-2 銘板の寸法及び記載事項(上図のみ)

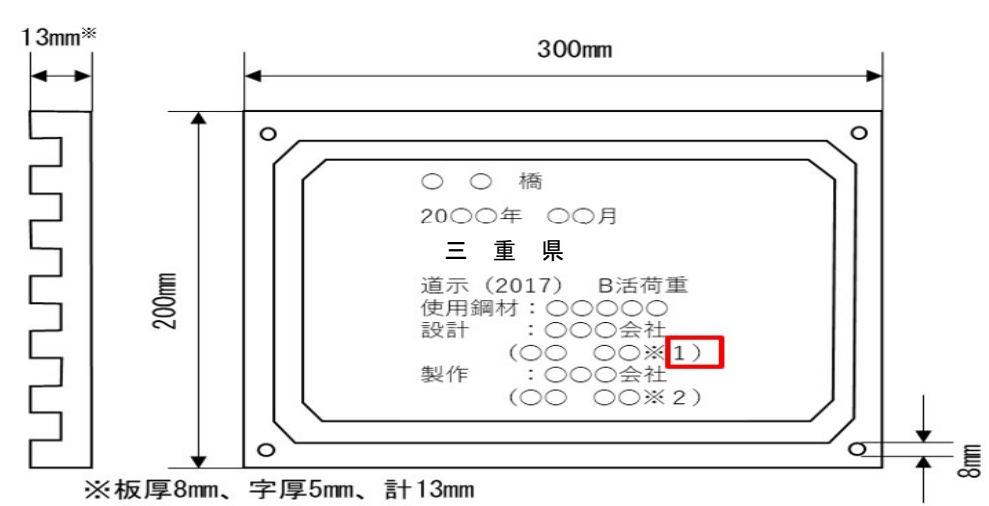


※板厚8mm、字厚5mm、計13mm

※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

3-2-3-25 銘板工

図 3-2-2 銘板の寸法及び記載事項(上図のみ)



※板厚8mm、字厚5mm、計13mm

※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

3-2-3-32 かごマット工

表 3-2-10 要求性能の確認方法

項目	要求性能	確認方法		
		試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験(JIS G 3547 に準拠)	引張強さ 290N/mm <sup>2</sup> 以上

3-2-3-32 かごマット工

表 3-2-10 要求性能の確認方法

項目	要求性能	確認方法		
		試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験(JIS G 3547 に準拠)	引張強さ 290N/mm <sup>2</sup> 以上

3-2-3-32 かごマット工

表 3-2-12 線材の品質管理試験の内容

項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
項目試験箇所	工場	※2	JISH0401 準拠	5線に1回
	公的試験機関	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JISG3547 準拠
母材の健全性		母材に傷が付いていないこと	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
メッキ付着量		※2	JISH0401 準拠	200巻線に1回

3-2-3-32 かごマット工

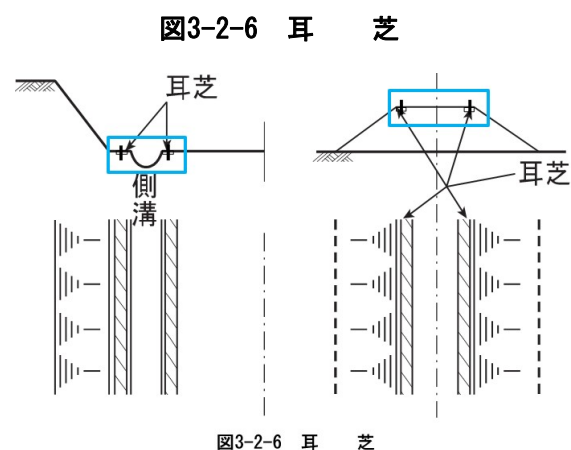
表 3-2-12 線材の品質管理試験の内容

項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
項目試験箇所	工場	※2	JISG3547 準拠	5線に1回
	公的試験機関	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JISG3547 準拠
母材の健全性		母材に傷が付いていないこと	JISG3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
メッキ付着量		※2	JISG3547 準拠	200巻線に1回

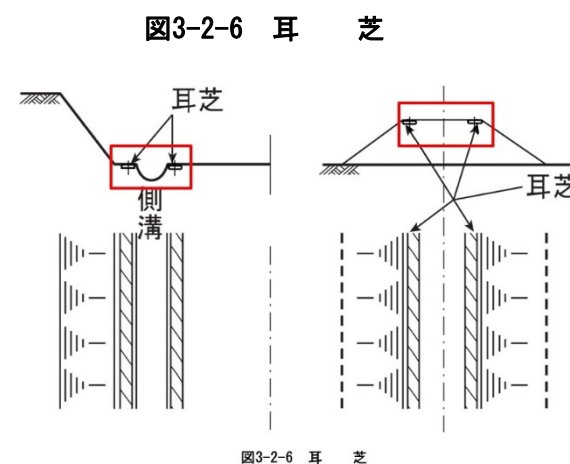
現行(令和5年2月版)

改定案(令和5年7月版)

3-2-14-2 植生工



3-2-14-2 植生工



2-2-8-3 再生用添加剤

表 2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度(60℃) mm <sup>2</sup> /S	80~1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組成(石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>以上とすることが望ましい。

2-2-8-3 再生用添加剤

表 2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度(60℃) mm <sup>2</sup> /S	80~1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組成(石油学会規格JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>以上とすることが望ましい。

3-2-6-11 グースアスファルト舗装工

表 3-2-31 接着剤の規格鋼床版用

項目	規格値	試験法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分(%)	50以上	JIS K6833-1,2
粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K5600
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K5600
基盤目試験(点)	10	JIS K5600
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K5664
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K5600

3-2-6-11 グースアスファルト舗装工

表 3-2-31 接着剤の規格鋼床版用

項目	規格値	試験法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分(%)	50以上	JIS K6833-1,2
粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K5600
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K5600
基盤目試験(点)	10	JIS K5600
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K5600
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K5600

土木工事共通仕様書新旧対照表(添付資料)

現行(令和5年2月版)

改定案(令和5年7月版)

1-2-3-1 一般事項

表 1-2-1 土及び岩の分類表

名 称			説 明	摘 要
A	B	C		
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫(G) 礫質土(GF)
	砂質土及び砂	砂	バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	砂(S)
		砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空 <sup>げ</sup> きの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム
	粘性土	粘性土	バケツ等に付着し易く空 <sup>げ</sup> きの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土
高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)
岩または石	岩塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空 <sup>げ</sup> きのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床

1-2-3-1 一般事項

表 1-2-1 土及び岩の分類表

名 称			説 明	摘 要
A	B	C		
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫(G) 礫質土(GF)
	砂質土及び砂	砂	バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	砂(S)
		砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空 <sup>隙</sup> の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム
	粘性土	粘性土	バケツ等に付着し易く空 <sup>隙</sup> の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土
高含水比粘性土		バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)
岩または石	岩塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空 <sup>隙</sup> のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床

3-2-6-7 アスファルト舗装工

表 3-2-26 マーシャル安定度試験基準値

項 目	基 準 値
安定度 kN	3.43以上
フロー値 (1/100cm)	10~40
空 <sup>げ</sup> き率 (%)	3~12

3-2-6-7 アスファルト舗装工

表 3-2-26 マーシャル安定度試験基準値

項 目	基 準 値
安定度 kN	3.43以上
フロー値 (1/100cm)	10~40
空 <sup>隙</sup> 率 (%)	3~12

3-2-6-12 コンクリート舗装工

表 3-2-40 マーシャル安定度試験基準値

項 目	基 準 値
安定度 kN	3.43以上
フロー値 (1/100cm)	10~40
空 <sup>げ</sup> き率 (%)	3~12

3-2-6-12 コンクリート舗装工

表 3-2-40 マーシャル安定度試験基準値

項 目	基 準 値
安定度 kN	3.43以上
フロー値 (1/100cm)	10~40
空 <sup>隙</sup> 率 (%)	3~12

資料2-2 新旧対照表  
出来形管理基準及び規格値

現行 (令和4年度)										改定案 (令和5年度)										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする 鉄筋径		1-3-7-4	1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする 鉄筋径		1-3-7-4	測定箇所追加	
						かぶり t	± かつ 最小かぶり以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（コンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。													注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
3	2	3	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所 / 1基		3-2-3-6	3	2	3	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所 / 1基		3-2-3-6	誤字	
						幅 w (D)	- 30	基礎 1 基毎											基礎 1 基毎				
						高さ h	- 30																
						根入れ長	設計値以上																
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点		3-2-3-24	3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点		3-2-3-24	測定箇所の文言訂正	
						橋軸方向各点	3	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下											表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下				
						誤差の相対差	3	歯噛み合い部は車道端部、中央部の計3点											歯噛み合い部は車道端部、中央部の計3点				
						表面の凹凸	3																
						歯型板面の歯噛み合い部の高低差	2																
						歯噛み合い部の縦方向間隔 W1	±2																
						歯噛み合い部の横方向間隔 W2	±5																
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ -2																
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	誤植	
						幅 w	- 50																
						高さ h	- 30																
						延長 L	- 200	1施工箇所毎															

出来形管理基準及び規格値

現行 (令和4年度)										改定案 (令和5年度)										改定理由																					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由																			
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D:杭径	3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	文字の場所変更																			
						連壁の長さ	-50																																		
						変位 d	D/4以内																																		
						壁体長 L	-200																																		
3	2	12	1	2	铸造費 (大型ゴム支承工)	幅 w長さ L直径 D	w, L, D 500	0 ~ +5		3-2-12-1	3	2	12	1	2	铸造費 (大型ゴム支承工)	幅 w長さ L直径 D	w, L, D 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1	改行																		
							500 < w, L, D 1,500mm	0 ~ +1%																																	
						1,500 < w, L, D	0 ~ +15																																		
						厚さ t	t 20mm	±0.5																																	
							20 < t 160	±2.5%																																	
						160 < t	±4																																		
						相対誤差	$\frac{w, L, D}{1,000mm}$	1																																	
							$\frac{1,000mm < w, L, D}{(w, L, D) / 1000}$																																		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度 フツツ'幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b (m)	±2.....w 0.5 ±3..... 0.5 < w 1.0 ±4..... 1.0 < w 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w		3-2-12-3	3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度 フツツ'幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b (m)	±2.....w 0.5 ±3..... 0.5 < w 1.0 ±4..... 1.0 < w 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-12-3	改行削除																				
							型鋼桁										トラス弦材																								
							3										2					12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 w (m)	0 ~ +30		3-2-12-5	3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		3-2-12-5	スペース削除
																											仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差 1 (mm) フィンガーの食い違い 2 (mm)										設計値 ±4				
±2																																									
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透透型)	水通し部 堤 高 長 さ 1, 2 幅 w1, w3 下流側倒れ	±50 ±100 ±50 ±0.02H1		8-1-9-5	8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透透型)	水通し部 堤 高 長 さ 1, 2 幅 w1, w3 下流側倒れ	±50 ±100 ±50 ±0.02H1	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5	測定箇所脱字																				
							袖 部 袖 高 幅 w2 下流側倒れ										±50 ±50 ±50 ±0.02H2																								
																	10					6	4	3	吹付工	吹付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。		10-6-4-3	10	6	4	3	吹付工	吹付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)-(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3	脱字	
																											施工延長40m毎に図に示す。(1)-(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。														

現行 (令和4年度)								改定案 (令和5年度)								改定理由		
品質管理基準及び規格値(案)								品質管理基準及び規格値(案)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
2	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	2	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	2020制定規格の追加
2	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	2	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	2020制定規格の追加
3	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ホルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ホルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	/	3	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ホルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	/	誤植
								/										新規追加
								/										新規追加
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパニト類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパニト類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	/	1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパニト類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパニト類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	/	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパニト類の試験・頻度の記載の追加
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	2020制定規格の追加
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	2020制定規格の追加

品質管理基準及び規格値(案)								品質管理基準及び規格値(案)										
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。		14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上 <b>※ただし、混合物の種類によって数値し</b> <b>が困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定</b>	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	追加	
15 転圧コンクリート	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○	15 転圧コンクリート	製造(プラント)(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○	誤謬
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆

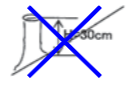


品質管理基準及び規格値(案)								品質管理基準及び規格値(案)										
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認		
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆
22 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工事種別で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事種別については、塩化物総量規制の項目を参照	○	22 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工事種別で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事種別については、塩化物総量規制の項目を参照	○	脱字 「JSCE F」→「JSCE-F」
23 現場吹付法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	23 現場吹付法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	2020制定規格の追加
23 現場吹付法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	23 現場吹付法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材)	○	2020制定規格の追加
23 現場吹付法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上(材令28日) ・小規模工事種別で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事種別については、スランプ試験の項目を参照	○	23 現場吹付法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上(材令28日) ・小規模工事種別で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事種別については、スランプ試験の項目を参照	○	脱字 「JSCE F」→「JSCE-F」
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		○	27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		○	脱字 「トラフィカビリティ」 →「トラフィカビリティ」

品質管理基準及び規格値(案)								品質管理基準及び規格値(案)										
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトリアフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトリアフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	誤字 「トリアフィカビリティー」 →「トリアフィカビリティー」	
29 コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		29 コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		2020制定規格の追加
29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運輸車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運輸車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運輸車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。		29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運輸車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運輸車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運輸車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	セミコンロコン	
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			規格名称と整合
30 覆工コンクリート(NATM)	製造(プラント)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			30 覆工コンクリート(NATM)	製造(プラント)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			2020制定規格の追加
30 覆工コンクリート(NATM)	製造(プラント)	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		30 覆工コンクリート(NATM)	製造(プラント)	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		2020制定規格の追加

品質管理基準及び規格値(案)								品質管理基準及び規格値(案)										
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		セミコン→コン
30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSC-E 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		30 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSC-E 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類の試験・頻度の記載の追加
31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSC-F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (α7…3本、α28…3本、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSC-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		31 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSC-F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (α7…3本、α28…3本、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSC-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。		記号「JSC E」→「JSC-F」
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		JIS A 5008の箇所のみ加筆
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		JIS A 5008の箇所のみ加筆

資料2-2 新旧対照表  
 森林整備施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）

現行（令和4年度）										改定案（令和5年度）										改定理由	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所
1 9 治 山 編	5 森 林 整 備 工	3 保 育	4		本数調整伐 間伐 受光伐	調整率	-5ポイント	設計調整率の-5ポイント	調整率の測定は、5haまでは3箇所。以下、5haを越える毎に1箇所とする。（標準値は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。） 		1 9 治 山 編	5 森 林 整 備 工	3 保 育	4		本数調整伐 間伐 受光伐	調整率	-5ポイント	設計調整率の-5ポイント	調整率の測定は、5haまでは3箇所。以下、5haを越える毎に1箇所とする。（標準値は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。）	
						(枝落しと同時施工の場合)	±5ポイント	枝落しと同時施工の場合は設計調整率の±5ポイントとする			(枝落しと同時施工の場合)						±5ポイント	枝落しと同時施工の場合は設計調整率の±5ポイントとする			
						切り高（株高）	+100	切り高（株高）の測定は調整本数が 1,000本以下—2株 1,000～10,000本—5株 10,000本以上は伐採本数の0.05%													

資料2-2 新旧対照表

森林整備施工管理基準(出来形管理写真撮影箇所一覧表)

現行(令和4年度)					改定案(令和5年度)					改定理由										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要											
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度												
1	5	3	4		調整伐	調整率	施工後 標準地3箇所に1回		施工面積が 10haを越える 場合は撮影 頻度を2倍と する。	1	5	3	4		調整伐	調整率	施工後 標準地3箇所に1回		施工面積が 10haを越える 場合は撮影 頻度を2倍と する。	現場条件および施工実態 等を踏まえた施工管理基 準の見直しによる
						<del>切り高(株高)</del>	施工後 1施工地3回													



土木工事共通仕様書新旧対照表(添付資料)

現行 (令和5年2月版)

改定案 (令和5年7月版)

生コンクリートの取り扱いマニュアル **令和4年11月1日**

生コンクリートの取り扱いマニュアル **令和5年7月1日**

表2-1 材料に関する確認資料

表2-1 材料に関する確認資料

試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下  細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合	
骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C  回収水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上  塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。  工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。  その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。

試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) <b>JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材)</b> JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下  細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合	
骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
<del>セメントの水和熱測定</del>	<del>JIS R 5203</del>	<del>JIS R 5210 (ポルトランドセメント)</del>	<del>工事開始前、工事中1回/月以上</del>	
<del>セメントの蛍光X線分析</del>	<del>JIS R 5204</del>	<del>JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)</del>	<del>工事開始前、工事中1回/月以上</del>	
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C  回収水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上  塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。  工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。  その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。

土木工事共通仕様書新旧対照表(添付資料)

現行 (令和5年2月版)	改定案 (令和5年7月版)
<p>4. 土木工事安全施工技術指針                      (令和4年2月 国土交通省大臣官房技術調査課)</p> <p>国土交通省HP                      ( <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html">https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html</a> )</p>	<p>4. 土木工事安全施工技術指針                      (令和5年3月 国土交通省大臣官房技術調査課)</p> <p>国土交通省HP                      ( <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html">https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html</a> )</p>
<p>11. 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令                      (昭和35年12月17日 総理府、建設省令第3号)                      (一部改正 令和2年7月1日 内閣府、国土交通省令第1号)</p> <p>国土交通省HP                      ( <a href="https://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/taikei01.html">https://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/taikei01.html</a> )</p>	<p>11. 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令                      (昭和35年12月17日 総理府、建設省令第3号)                      (一部改正 令和4年12月23日 内閣府、国土交通省令第7号)</p> <p>国土交通省HP                      ( <a href="https://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/taikei01.html">https://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/taikei01.html</a> )</p>
	<p>26. 石綿障害予防規則の解説について                      (令和2年10月28日基発1028第1号、一部改正令和3年3月29日)</p> <p>厚生労働省HP                      ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/210219-06.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/210219-06.pdf</a> )</p>



土木工事共通仕様書新旧対照表(添付資料)

現行(令和5年2月版)

改定案(令和5年7月版)

24. 河川工事等の工事看板の取扱いについて  
(令和2年2月21日 国水環第115号 国水治第135号 国水保第103号 国水海第82号)

標記については、令和元年5月28日付け国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」により通知したところです。  
先般、令和2年1月21日の国土交通省防災・減災対策(第1回)本部会議において、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」として、防災・減災対策を進めていくに当たっては、防災意識の向上など、国理解や共感を得ていくことが不可欠であることから、積極的な情報発信を行い、国民とコミュニケーションを図りながら対策を進めていくこととされたところです。  
このため、本プロジェクトの取組が推進されるよう、別添のとおり工事看板の新たな記載例を定めましたので、貴管内各現場への周知徹底を改めてよろしく申し上げます。  
なお、令和元年5月28日付け国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」は、廃止します。

別添：工事看板の主な記載例

基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています

主な工種等	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
環境整備	安全に利用できるよう、〇〇を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、〇〇を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 (排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

※工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫願います  
※なお、すでに運用している記載例がある場合はその限りではありません

・主な工種等の記載に加え以下を記載する。

対象工事	記載内容
防災・減災対策に資する工事 (総力戦で挑む防災・減災プロジェクト)	いのちとくらしをまもる防災減災
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事

24. 河川工事等の工事看板の取扱いについて  
(令和3年5月27日 国水環第26号 国水治第22号 国水保第8号 国水海第10号)

標記については、令和2年2月21日付け国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」により通知したところです。  
先般、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(以下、「加速化対策」)」における各種取組に関する情報について、施設利用者や周辺住民等に対して広く、かつ、わかりやすく発信することが今後も継続的に必要です。  
このため、加速化対策の取組が推進されるよう、別添のとおり工事看板の新たな記載例を定めましたので、貴管内各現場への周知徹底を改めてよろしく申し上げます。  
なお、令和2年2月21日付け国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」は、廃止します。

別添：工事看板の主な記載例

基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています

主な工種等	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、〇〇を補修(更新)しています
無動力化・自動化・遠隔化 環境整備	施設の機能を向上させるため、無動力化(自動化・遠隔化)を行っています 良好な水辺空間創出のため、〇〇を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、〇〇を整備しています
離岸堤、人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 (排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

※工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫願います  
※なお、すでに運用している記載例がある場合はその限りではありません

・主な工種等の記載に加え以下を記載する。

対象工事	記載内容
流域治水プロジェクト 関係工事	〇〇水系流域治水プロジェクト
防災・減災対策に資する工事(総力戦で挑む防災・減災プロジェクト)	いのちとくらしをまもる防災減災
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)

現行(令和5年2月版)

改定案(令和5年7月版)

別添:看板のイメージ(※)

河川整備の工事をしています  
ご協力をお願いします

いのちとくらしをまもる防災減災

きょうじんか

国土強靱化対策工事

洪水被害を防ぐため、  
土砂を撤去しています

工事の期間

令和〇年〇月〇日まで

〇〇地区〇〇掘削工事

発注者 国土交通省〇〇地方整備局  
□□□□事務所〇〇出張所  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※看板はイメージであり、すでに運用している事例がある場合はその限りではありません。

別添:看板のイメージ(※)

洪水被害を防ぐため、土砂を撤去して  
います

〇〇水系流域治水プロジェクト  
いのちとくらしをまもる防災減災

きょうじんか

国土強靱化対策工事  
(5か年加速化対策)

工事の期間

令和〇年〇月〇日まで

〇〇地区〇〇掘削工事

発注者 国土交通省〇〇地方整備局  
□□□□事務所〇〇出張所  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※看板はイメージであり、すでに運用している事例がある場合はその限りではありません。